

令和4年3月28日

各道府県畜産特別支援資金等支援協議会（事務局）御中

畜産特別支援資金等中央支援協議会
(事務局：中央畜産会資金経営対策部)

畜産特別支援資金等に係る現地調査の実施について
(融資機関等の効果的な指導体制の確保)

1. 畜産特別支援資金（畜産経営維持緊急支援資金を含む。以下「畜産特別資金等」という。）融通事業は、負債の償還が困難な畜産農家に対し、長期・低利な借換資金を融通するとともに、経営改善指導を併せて行う制度であり、この経営改善指導が適正に行われることにより、資金借入者の経営改善が図られることとなります。

この経営改善指導が効果的に行われるためには、融資機関を始めとする指導機関における指導体制・連携体制の確保・継続が重要となります。近年、経験者の定年退職や人員不足等による指導力の低下が懸念されているところです。

2. このため、平成31年4月18日開催の畜産特別支援資金中央支援協議会において「畜産特別資金に係る現地調査の一部見直しについて」を決定し、同協議会名により平成31年4月24日付けをもって各道府県畜産特別支援資金等支援協議会あてに「畜産特別支援資金等に係る現地調査の実施について」（以下「現地調査の実施について」という。）を発出したところです。

3. 令和元年度以降、この「現地調査の実施について」に基づき実施していただくこととしており、令和4年度につきましても引き続き「畜産特別資金等借入者指導チェックリスト【融資機関】」を管内の融資機関（畜産特別資金等の残高を有している融資機関）に配布し、自己点検を行っていただきますようお願いします。

なお、令和2年3月25日付け通知において、令和2年度からの「畜産特別資金等借入者指導チェックリスト【融資機関】」を修正していますので留意願います。

（令和4年度用のチェックリストは当会のホームページに掲載いたします。）

4. 令和4年度の現地調査の実施内容

令和4年度における畜産特別資金等に係る現地調査については、次の10道（振興局）県に依頼することとします。

該当する道県につきましては、令和3年度に「畜産特別資金等借入者指導チェックリスト【融資機関】」により実施した自己点検結果を4月中に中央支援協議会まで提出してください。

〈令和4年度現地調査実施県〉

北海道（胆振、日高、渡島、檜山各振興局）、青森県、千葉県、富山県、石川県、愛媛県、宮崎県

なお、実施に当たっては、令和4年7月から10月の間で別途日程調整させていただきますが、新型コロナウイルスの状況によってはリモートによる調査とさせていただきます。